

日常生活がしやすいように、住宅の居室・浴室・トイレなどを改修する費用を助成します。助成する制度には、住宅改修(日常生活用具)と住宅改造(福岡県住みよか事業)の2種類があります。

※それぞれの制度に障がいの程度や所得に応じた制限があります。本人の状況に応じた制度をご案内しますので、事前に相談してください。**手続きは改修前に行ってください。**

対象者	【住宅改修(日常生活用具)】 下肢または体幹機能で障がい者手帳1～3級をお持ちの方
	【住宅改造(福岡県住みよか事業)】 身体障がい者手帳1,2級もしくは療育手帳A判定の手帳をお持ちで、世帯全員が非課税の方
助成額	【住宅改修(日常生活用具)】 上限20万円
	【住宅改造(福岡県住みよか事業)】 上限30万円
費用負担	本人の負担は原則、費用の1割です。
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 ☎ 0948-96-8235 fax 0948-21-6356

クローバープラザ

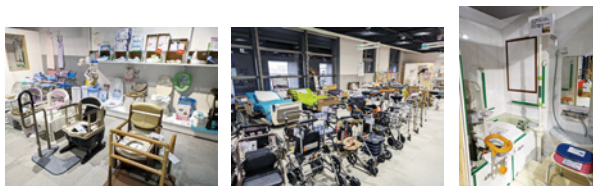
福岡県春日市原町3-1-7
☎ 092-584-1212
fax 092-584-1214



住まいの改修について

具体的な改修例としては、廊下やトイレ、お風呂など必要とする場所に手すりを配置する、車いすでも出入りしやすいようにドアを引き戸に取り替える。スロープや上がりかまちを設置するなどさまざまです。

本人の身体や住まいの状況に合わせて、専門の方の意見を聞きながら内容を決めましょう。



クローバープラザの敷地内に建てられた生涯あんしん住宅や2階の福祉用具展示コーナー(販売はしていないが値段が明記されている)を見学して、用具の購入の参考にしたり、改修のイメージが浮かんだという方もいらっしゃいます。



医療費のこと

障がいや病気によっては、高額な医療費がかかる場合があります。お子さんにかかる医療費を支援する制度をご活用ください。

※医療費の制度は優先となる順番に並べていますが、1つだけではなく複数の制度を、組み合わせて利用することができます。



小児慢性特定疾病医療費

小児慢性特定疾病と診断された18歳未満のお子さん(ただし18歳を過ぎても引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満も対象)に、その小児慢性特定疾病の治療のための医療費を一部助成します。

※所得によって自己負担の上限額が異なります。

【対象となる小児慢性特定疾病】 16疾患群(801疾病)

- | | | |
|----------------------|-----------|------------|
| 1 悪性新生物 | 2 慢性腎疾患 | 3 慢性呼吸器疾患 |
| 4 慢性心疾患 | 5 内分泌疾患 | 6 膠原病 |
| 7 糖尿病 | 8 先天性代謝異常 | 9 血液疾患 |
| 10 免疫疾患 | 11 神経・筋疾患 | 12 慢性消化器疾患 |
| 13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | 14 皮膚疾患群 | |
| 15 骨系統疾患 | 16 脈管系疾患 | |

(注)各疾病には一定の対象基準があり

※対象となる疾病名や詳しい内容については、下記のホームページをご参照ください。



小児慢性特定疾病情報センター

検索



特定医療費(指定難病)

令和7年4月1日から指定難病の対象が348疾病に拡大されました。医療費助成を受けるためには、「特定医療費(指定難病)受給者証」が必要です。

対象となる疾病と診断された場合は、臨床調査個人票(診断書)と必要書類をあわせて、県窓口にて申請手続きをしてください。詳しくは、下記までお尋ねください。

※対象となる疾病名や詳しい内容については、下記のホームページをご参照ください。



難病情報センター

検索



問い合わせ

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課
☎0948-21-4815 fax0948-24-0186

未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とするお子さんに対し、その治療に必要な医療費を助成します。

※助成の対象は、県の指定する医療機関の治療費のみとなります。
※生まれてから30日以内に手続きを行ってください。



対象	体重が2,000g以下での出生や、身体の機能が未熟なままでの出生等で入院による治療が必要なお子さん(1歳未満)。
問い合わせ	飯塚市役所 医療保険課 ☎ 0948-96-8212 fax 0948-25-0560

指定自立支援医療(育成医療)

18歳未満のお子さんで、治療することで障がいの進行を防いだり、障がいが軽減されると医師が判断した場合に医療費を助成します。

※助成の対象は、指定医療機関の治療費のみとなります。

対象	身体に障害のある児童、または将来障害を残すと認められる疾患(視覚、聴覚、肢体、心臓、腎臓、血液、小腸、免疫など)がある児童で、治療により確実に効果が期待できるお子さん。 口唇口蓋裂の形成術やペースメーカーの植え込み術など、それ以外の手術の例は、厚生労働省のホームページで確認できます。
問い合わせ	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 ☎ 0948-22-5507 fax 0948-21-6356



子ども医療

飯塚市内にお住まいの18歳到達の年度末までのお子さんに対し、健康保険が適用される医療費の自己負担額を助成する制度です。所得制限はありません。

※「重度障がい者医療」に該当するお子さんは、小学校に入学するときに「重度障がい者医療」に切り替わります。

	対象	入院	通院
負担内容	小学校1年生から 中学校3年生まで	500円/日 (月7日上限)	1,200円/月
	16歳到達の4月から 18歳到達の3月まで	500円/日 (月7日上限)	助成対象外
問い合わせ	飯塚市役所 医療保険課 ☎ 0948-96-8212 fax 0948-25-0560		



重度障がい者医療

飯塚市内にお住まいの重度障がいの方に対し、健康保険が適用される医療費の自己負担額を助成します。

※小学校に入学する前までは、「子ども医療」が適用されますが、小学校入学後は「重度障がい者医療」に切り替わります。

対象	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者手帳1級、または2級をお持ちの方 療育手帳A判定をお持ちの方 知能指数が36以上50以下で身体障がい者手帳3級をお持ちの方 精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方
問い合わせ	飯塚市役所 医療保険課 ☎ 0948-96-8212 fax 0948-25-0560



精神通院医療

精神障がいのデイ・ケア、訪問看護を含む通院医療を受ける場合に費用の一部を助成します。原則として1割が自己負担となります。

※助成の対象は、指定医療機関の治療費のみとなります。

対象	統合失調症、うつ病などの気分障がいやその他の精神疾患を有する人
問い合わせ	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 ☎ 0948-22-5507 fax 0948-21-6356

産科医療補償制度のご案内

お産の現場では予期せぬできごとが起こってしまうことがあります。産科医療補償制度は、お産をしたときになんらかの理由で重度脳性麻痺となった赤ちゃんとそのご家族のことを考えた補償制度です。保証申請期限はお子さんの満5歳の誕生日までです。

対象	■ 2015年から2021年までに出生したお子さんの場合 ① 出生体重1,400g以上かつ在胎週数32週以上、または在胎週数28週以上で所定の要件 ② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ ③ 身体障がい者手帳1・2級相当の脳性まひ
	■ 2022年以降に出生したお子さんの場合 ① 在胎週数28週以上 ② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ ③ 身体障がい者手帳1・2級相当の脳性まひ



問い合わせ 産科医療保障制度専用コールセンター 受付時間：午前9時～午後5時
☎ 0120-330-637 (土日祝日・年末年始を除く)